

# 昭和 47 年度主要施策に関する 重点要望事項

1. へん地対策事業債及び過疎対策事業債の枠の大幅増大と、用地費、移転補償費等すべての補償費を起債対象とされるとともに償還額の交付税需要額参入の率を引きあげられたい。  
また、これらの起債は過疎対策の大きな財源となっているので各市町村の要望額に副うよう査定事業費の確保をはかられたい。
2. 市町村振興資金については、基金総額を2倍以上にして、一市町村当りの貸付け限度額を現在の500万円から1,000万円に引き上げ、償還年限についても5年から10年に延長されたい。  
また、貸付対象事業についても範囲を拡大されたい。
3. 内陸部地域内の道路交通網の整備充実をはかるため、公共事業費を大幅に増額するとともに、事業年次の繰りあげ施行を講じて、つぎの施策を積極的に推進されたい。
  - (1) 公共事業費を内陸部地域に重点的に配分し、特に整備のおくれている過疎地域内の幹線道路網の重点的整備
  - (2) 内陸部における景気浮揚策として、中国縦貫自動車道関連道路の整備事業年次の繰り上げ施行
4. 都道府県の路線認定基準の一部改正に伴う県道昇格については、特に内陸部の地域性を考慮して主要市町村道の県道昇格を早期に実施されたい。
5. 県道の整備促進をはかるため、単県道路整備事業費を大幅に増額されたい。  
特に、積雪地帯における道路舗装の早期達成をはかられたい。

6. 河川改修の促進をはかるため、同事業費を大幅に増額されたい。  
なお、最近の災害の実情等から特に中小河川対策ならびに河床整理事業を積極的かつ強力に推進されたい。
7. 農業振興との関連において、農村工業導入を積極的に推進し内陸部農村における地域開発を強力に促進されたい。
8. 七塚原種畜場へ県営乳用仔牛育成場を設置し、低廉な価格による仔牛の分譲、農家からの預託制度を実施されたい。
9. 内陸部地域への工場の地方分散を強力に推進されたい。
10. 米の生産調整に関する稲作転換推進資金利子補給費補助金および畜産、野菜等施設整備補助金の枠を拡大するとともに補助率を引き上げられたい。
11. 単県土地基盤整備事業に対する補助率の引き上げ、採択基準の緩和及び事業予算の増加をはかられたい。  
(補助率 50%を 70%に、基準 300 万円を 500 万円に、ほ場整備 3ha 以上を 2ha 以上に改正されたい。)
12. 国定公園の整備をはかり、その他内陸部の観光開発を積極的に促進されたい。
  - (1) 公園開発道路の早期改良整備を実施すること。
  - (2) 駐車場、休憩施設、公衆衛生施設等の観光施設を早急に整備すること。
  - (3) 国定公園整備事業に別枠見費助成をすること。